

株 主 各 位

東京都文京区後楽1丁目3番61号
株式会社 東京ドーム
代表取締役 長 岡 勤
社 長

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年4月26日（水曜日）の午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 大宴会場「天空」
（会場ご案内図を裏表紙に記載しておりますので、ご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1. 第107期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第107期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-dome.jp/ir/s_meeting.html）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-dome.jp/ir/s_meeting.html）に掲載させていただきます。

お土産配布の廃止について

昨年度まで株主総会当日にお配りしておりましたお土産につきまして、本総会より配布を取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（4頁～15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

また、第107回定時株主総会招集ご
通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

平成29年4月27日（木曜日）
午前10時

B 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

平成29年4月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

C インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、行使期限までにご入力ください。

行使期限

平成29年4月26日（水曜日）
午後6時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

[illegible]

第1号議案、第2号議案、第4号議案

● 賛成の場合 → 「替」の欄に○印

● 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案

● 全員賛成の場合 → 「替」の欄に○印

● 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印

● 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、
議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等※による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
- パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記専用ダイヤルにお問い合わせください](#)。
- スマートフォンで議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。



- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」を変更していただきます。
- パスワードはご行使される方が株主様ご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。
- 今回ご案内するパスワード及び株主様ご本人が登録されたパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします）。

その他

- インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）などは株主様のご負担となります。

議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

複数回、議決権を行使された場合の取り扱い

書面または電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。

- ① 書面により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
- ③ 書面と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、電磁的方法（インターネット等）によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中期経営計画「新機軸」において、「株主還元方針」として、経営環境の変化に関係なく株主様への還元を安定化させるために、「安定配当」と「収益連動配当」の二段階株主還元方式を導入することを定めております。

具体的には、1株当たり12円の配当に加え、連結当期純利益60億円を超える部分のEPS（1株当たり利益）×30％分の配当を業績に応じて実施することとしております。

なお、算出した配当額について1円未満の端数が生じた場合は、当該金額は切り上げることといたします。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき14円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,334,650,016円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年4月28日（金曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、選任する補欠監査役に付き、その選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

また、実情に即して、欠員が生じた場合における補欠の取締役又は監査役の選任手続きに関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第24条 (1) 取締役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠の選任を行う。<u>但し法定の員数を欠かず、且つ業務に差しつかえないときは、取締役会の決議をもって補欠の選任を延期し又はこれを行わないもの</u>とすることができる。 (2) 前項の補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。 第5章 監査役及び監査役会 第36条 (1) 監査役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠の選任を行う。<u>但し法定の員数を欠かないときは、補欠の選任を延期し又はこれを行わないもの</u>とすることができる。 (新設) (2) 前項の補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	第4章 取締役及び取締役会 第24条 (削除) 補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。 第5章 監査役及び監査役会 第36条 (削除) (1) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (2) 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。<u>但し前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	久代信次 (昭和16年3月1日生) 【再任候補者】	昭和40年 4 月 株式会社後楽園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 昭和61年 2 月 当社経理部長 平成 3 年 4 月 当社取締役財務本部経理部長兼財務部長 平成 6 年 4 月 当社取締役管理本部財務部長 平成 7 年 4 月 当社常務取締役管理本部財務部長 平成 9 年 4 月 当社常務取締役財務担当 平成11年 4 月 当社常務取締役財務部担当 平成14年 4 月 当社代表取締役常務執行役員管理本部長 兼秘書室担当 平成16年 4 月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 兼秘書室担当 平成20年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員営業本部 長兼飲食&物販・ショッピングイン担当 平成21年 4 月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成22年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年 4 月 当社代表取締役社長執行役員兼安全推進 室担当 平成25年 6 月 富士急行株式会社社外取締役（現任） 平成26年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 平成28年 3 月 東京都競馬株式会社社外取締役（現任） 平成28年 4 月 当社代表取締役会長執行役員（現任）	87,280株
【取締役候補者とした理由】 久代信次氏は、財務・会計等に携わり、適法かつ適時性を確保した決算・情報提供は勿論、財務戦略を着実に遂行し、また、社長在任時には、前中期経営計画「起動」における収益性の向上と有利子負債の削減についての目標を達成したほか、安全文化構築の推進をリードするなど、豊富な経験と実績を有しています。 会長としては、引き続き経営に参画するとともに、その経験に裏打ちされた適切な助言や監督を行うなど、持続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 久代信次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	なが おか つとむ 長 岡 勤 (昭和30年11月23日生) 【再任候補者】	昭和53年 4 月 株式会社後楽園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成14年 8 月 当社ラクーア部長 平成17年 4 月 当社東京ドーム部長 平成18年11月 当社開発室長 平成19年 4 月 当社執行役員開発室長 平成20年 4 月 当社執行役員経営本部開発室担当兼開発 室長 平成21年 4 月 当社常務執行役員経営本部開発室担当兼 開発室長 平成24年 4 月 当社常務取締役執行役員経営本部長兼開 発室・広報IR室担当 平成26年 4 月 当社専務取締役執行役員経営本部長兼開 発室・熱海後楽園ホテルリニューアルプ ロジェクトチーム担当 平成27年 4 月 当社専務取締役執行役員経営本部長兼開 発室・広報IR室・熱海後楽園ホテルリニ ューアルプロジェクトチーム担当 平成28年 4 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	27,100株
【取締役候補者とした理由】 長岡 勤氏は、事業の開発等に携わり、開業以来好調な動員を獲得している「ラクーア」や文化教 養要素を取り入れた「T e N Q」の開発に取り組み、東京ドームシティに新たな付加価値を創出する など、豊富な経験と実績を有しています。 社長としては、経営の指揮を執るとともに、役員の選任や報酬の決定の諮問機関としての「ガバナ ンス委員会」の答申を踏まえ、経営の監督を適切に行い、また、中期経営計画「新機軸」にて掲げたア クシンプランの実行を果敢に判断するなど、持続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 長岡 勤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	のむらりゅうすけ 野村龍介 (昭和30年11月14日生) 【再任候補者】	昭和53年 4 月 株式会社後楽園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成11年 4 月 当社業務部長 平成14年 8 月 当社東京ドームシティ営業環境向上推進 室長 平成17年 4 月 当社業務部長 平成19年 4 月 当社執行役員営業本部業務部長 平成20年 4 月 当社執行役員営業本部業務・営業環境管 理担当兼業務部長 平成21年 4 月 当社常務執行役員営業本部業務・営業環 境管理担当兼業務部長 平成23年 4 月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼人 事部担当兼秘書室担当 平成24年 4 月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼総 務部・人事部・施設部・秘書室担当 平成26年 4 月 当社専務取締役執行役員管理本部長兼総 務部・人事部・施設部担当 平成27年 4 月 当社専務取締役執行役員管理本部長兼総 務部・施設部・秘書室担当 平成28年 4 月 当社専務取締役執行役員管理本部長兼総 務部・人事部・財務部・施設部担当 (現 任)	30,700株
【取締役候補者とした理由】 野村龍介氏は、営業全般の統括等に携わり、営業の現場に幅広く精通し、東京ドームシティの保 安・安全面を含めた環境整備を推進するなど、豊富な経験と実績を有しています。 管理本部長としては、守りの機能としての管理部門の基本方針の策定とその監督にあたり、営業部門 のバックアップとその生産の効率化に寄与すべく業務を遂行し、持続的な企業価値の向上に貢献して おります。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 野村龍介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	谷 口 好 幸 たに ぐち よし ゆき (昭和34年3月18日生) 【再任候補者】	平成 9 年 4 月 株式会社東京ドーム入社 平成 14年 9 月 当社審査法務部長 平成 20年 4 月 当社執行役員審査法務担当兼審査法務部長 平成 23年 4 月 当社常務執行役員審査法務担当兼審査法務部長 平成 26年 4 月 当社常務取締役執行役員審査法務部・安全推進室担当（現任）	11,900株
【取締役候補者とした理由】 谷口好幸氏は、企業法務等に携わり、弁護士としての専門的知識を活かし、効果的な内部統制システムの整備を推進するなど、豊富な経験と実績を有しています。 取締役としては、安全・リスク管理体制の推進や各業務の審査及び企業活動の法的対応とその総括を行い、顧問弁護士との有効な連携体制とともに、更なる内部統制機能の強化を図るなど、持続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 (注) 谷口好幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
6	西 勝 昭 にし かつ あきら (昭和33年8月9日生) 【再任候補者】	昭和 57年 4 月 株式会社後樂園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成 19年 4 月 当社ラクーア部長 平成 21年 4 月 当社東京ドーム部長 平成 22年 4 月 当社執行役員営業本部東京ドーム部長 平成 25年 4 月 当社常務執行役員営業本部東京ドーム部長 平成 27年 4 月 当社常務執行役員営業本部東京ドーム部担当兼東京ドーム部長 平成 28年 4 月 当社常務取締役執行役員開発室担当 営業本部宣伝広告部・営業推進部・東京ドーム部担当（現任）	9,600株
【取締役候補者とした理由】 西勝 昭氏は、東京ドームホテルの開業や東京ドームシティの主要施設の運営の指揮・監督等に携わり、この度の東京ドームにおける観戦環境の整備や環境負荷軽減を踏まえたリニューアル計画の立案と実行など、豊富な経験と実績を有しています。 取締役としては、消費動態の分析に基づく事業全般に亘る販売促進活動や広告宣伝活動の総括を行い、新規事業の開拓と新規顧客の獲得に向けた研究に取り組むなど、持続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 (注) 西勝 昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	お だ ぎり よし たか 小 田 切 吉 隆 (昭和33年2月8日生) 【再任候補者】	昭和56年 4 月 株式会社後楽園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成21年 4 月 当社秘書室長 平成23年 4 月 当社執行役員管理本部財務部担当兼財務 部長 平成26年 4 月 当社執行役員管理本部財務部・秘書室担 当兼財務部長 平成27年 4 月 当社常務執行役員経営本部グループ戦略 室担当兼グループ戦略室長 管理本部財務部担当 平成28年 4 月 当社常務取締役執行役員経営本部長兼秘 書室・グループ戦略室・広報IR室・熱海 後楽園ホテルリニューアルプロジェクト チーム担当	8,700株
【取締役候補者とした理由】 小田切吉隆氏は、財務・会計等に携わり、グループ全体に亘る会計制度の整備や効率的な資金調達と配分を行い、中期経営計画「新機軸」の策定において中心的な役割を果たすなど、豊富な経験と実績を有しています。 経営本部長としては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた経営陣としての提言や、グループ全体の合理性の追求に向けたグループ経営全般に係る基本戦略・総合的政策事項の策定とその監督にあたり、持続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 (注) 小田切吉隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	あき やま とも ふみ 秋 山 智 史 (昭和10年8月13日生) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和34年4月 富国生命保険相互会社入社 昭和59年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成10年7月 同社代表取締役社長 平成11年6月 富士急行株式会社社外取締役（現任） 平成13年6月 株式会社帝国ホテル社外取締役（現任） 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成18年6月 日清紡ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 平成20年3月 昭和電工株式会社社外取締役（現任） 平成22年7月 富国生命保険相互会社取締役会長（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由】 秋山智史氏は、富国生命保険相互会社において取締役会長を現任されているほか、複数の企業で社外取締役を務めるなど、企業経営の豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言いただき、また、「ガバナンス委員会」での審議を通じて、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 1. 秋山智史氏は、富国生命保険相互会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に資金の借入などの取引関係がありますが、平成29年1月末現在の同社からの借入金残高は、当社グループの有利子負債総額の2%未満であります。 2. 秋山智史氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結時をもって14年となります。 3. 秋山智史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。 4. 当社は秋山智史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度といたします。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	もり のぶ ひろ 森 信 博 (昭和20年2月8日生) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和42年4月 株式会社日本勧業銀行入行 平成7年6月 株式会社第一勧業銀行取締役 平成9年5月 同行常務取締役 平成10年5月 同行専務取締役 平成11年4月 同行取締役副頭取 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役 副頭取 平成17年4月 当社取締役（現任） 平成17年8月 東京リース株式会社執行役員会長 平成20年6月 日本ハーデス株式会社代表取締役社長 平成23年6月 同社代表取締役会長 平成23年6月 日本ゼオン株式会社社外監査役 平成24年6月 日本ハーデス株式会社取締役相談役 平成24年12月 同社相談役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 森 信博氏は、金融機関の経営者としての、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言いただき、また、「ガバナンス委員会」での審議を通じて、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 1. 森 信博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は平成16年3月まで、当社の借入先である株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任して10年以上が経過しています。 2. 森 信博氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結時をもって12年となります。 3. 森 信博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。 4. 当社は森 信博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度といたします。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。			

候補者 番 号	氏 年 月 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
10	いの うえ よし ひさ 井 上 義 久 (昭和26年5月11日生) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和50年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成15年4月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年7月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 当社取締役（現任） 平成22年4月 朝日生命保険相互会社代表取締役専務執 行役員 平成22年6月 資産管理サービス信託銀行株式会社社外 取締役 平成23年7月 朝日生命保険相互会社監査役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 井上義久氏は、金融機関の経営者としての、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言いただき、また、「ガバナンス委員会」での審議を通じて、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。 これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
(注) 1. 井上義久氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は平成23年6月まで、当社の借入先である朝日生命保険相互会社の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任して5年以上が経過しています。 2. 井上義久氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結時をもって10年となります。 3. 井上義久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。 4. 当社は井上義久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度といたします。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。			

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、高橋 功氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
たか はし いさお 高 橋 功 (昭和21年7月27日生) 【新任候補者】 【補欠社外監査役候補者】	昭和40年 4 月 東京都庁入都 平成15年 6 月 東京都住宅局長 平成16年 4 月 東京都総務局理事 平成16年 7 月 東京都水道局長 平成17年 7 月 東京都総務局長 平成18年 7 月 公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 平成19年 3 月 東京都競馬株式会社代表取締役社長	0株

【補欠社外監査役候補者とした理由】

高橋 功氏は、東京都職員として要職を歴任され、また、当社と同業企業の経営者としての、豊富な知識・経験を活かし、社外監査役としての職務を遂行していただけると判断したためであります。これらのことから、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 高橋 功氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 高橋 功氏は補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役堤 淳一氏及び児玉幸治氏の補欠として選任するものであります。
- 高橋 功氏が、社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度といたします。また、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

以 上

事業報告

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復については遅れが見受けられるものの、企業収益や所得、雇用環境は堅調に推移いたしました。また、訪日外国人の観光需要についても拡大傾向にあり、経済の回復に引き続き寄与する状況でありました。先行きについては、近隣諸国の経済状況、英国のEU離脱問題や新体制となった米国の政策等の動向に注視する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、平成28年2月から平成33年1月までの5ヶ年を対象期間とする中期経営計画「新機軸」のスタートの年度にあたり、以下のとおり総力を挙げて取り組みました。

「新機軸」で掲げた経営課題を解決するためのアクションプランについての取り組みは、「東京ドームシティ（以下、TDC）に、将来に亘り持続的に価値をもたらすための環境整備」としまして、東京ドームにおいて、快適な野球観戦環境の提供を主旨として、ダイヤモンドボックス・チャンピオンシートの新設、1階内野席の改良、音響設備の更新などを実施しました。親子連れでにぎわうアソボーノにおいてはオープン5周年を記念したリニューアルを行い、より“家族力”のアップに貢献すべく家族の記念日にちなんだイベントを取り込むなど支持を集めました。

また、環境対策として、東京ドームにおける外野アリーナ照明のLED化や、東京ドームホテルをはじめエネルギー消費量の大きい施設に対するBEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入を行い、省エネを推進しました。

「熱海後樂園ホテルのリニューアル」につきましては、更なるバリューアップを目指し、ワンランク上の上質なくつろぎを提供する「エクセレンシィ フロア」をタワー館に新設しました。オーシャンビューの和洋客室、貸切露天風呂や専用ラウンジを備え、平成28年9月にオープンいたしております。

「TDC内外における新規事業の追求及び新規顧客の獲得」につきましては、「テーブルウェア・フェスティバル」や「ふるさと祭り東京」といった東京ドームの冬期人気イベントコンテンツの外部展開を行いました。なかでも「全国ご当地どんぶり選手権」は、大手香港外食グループのプロデュースによるイベントを通じて、現地の方々に日本食文化の魅力を広めております。スポーツ・公共施設の運営やメンテナンスなどを担う東京ドームスポーツ、東京ドームファシリティーズにおいては、指定管理者として新規受託を引き続き獲得し、地域社会の一員として貢献しております。

「グローバル化・ユニバーサル化を視野に入れた環境整備」につきましては、訪日外国人観光客の受け入れのための施設、サービスの体制整備の一環として、多言語オーディオガイドアプリシステム「Audio guide Q」を他社と共同で開発しました。主にミュージアムなどでの日本の文化観光の体験時に、よりコンテンツを理解していただけるための手助けとなるもので、TeNQや「ふるさと祭り東京」で導入いたしました。使い心地や管理のしやすさなどに評価をいただいております。新規事業としての可能性も追求し、積極的に多様な施設への展開を計画しております。また、近隣地域の魅力を発信するWEBサイト「Stroll Tips」を、日英中3ヶ国語表記で開設するとともに、新たな交通手段、観光資源の可能性についても、近隣公共団体との連携のもと研究を進めております。

ユニバーサル対応としましては、多目的トイレの増設や、TDC内の動線整備として、アトラクションズエリアにおいて、エレベーターを設置するなど、ご来場されるお客様の安全性と利便性の向上に寄与すべく計画を進めております。

「いつも安全・安心な環境を保ち続けること」につきましては、安全マネジメントシステムによる事故災害の防止、施設・設備の不具合や老朽化への対応、取引先や協力会社への安全情報の共有と指導を更に推進するとともに、より実践的な各種防災訓練の実施、AED講習・感染症予防・テロ対策・地震対策などの各種アクションプランのレベルアップを図っております。特に平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットに伴うテロ事案の未然防止に向けた特別警戒の取り組みは、所轄官庁より警視總監感謝状をいただくなど、高い評価を受けております。

また、従来より引き続き取り組んでいることではありますが、TDCでは、業界関係者との長年に亘る関係構築の成果として、アトラクションズを中心とした「ONE PIECE」や「ハイキュー!!」、TeNQでの「君の名は。」といった人気アニメとのコラボレーションイベントや、ご家族で参加出来る夏休みの体験イベントやハロウィンパーティーなどを開催し、様々な客層に訴求することでシティ全体でのシナジー効果を高めております。

連結業績といたしましては、東京ドームにおける野球・コンサートイベントの開催日数の増加や物販の好調、東京ドームスポーツによる指定管理者としての新規運営受託などにより、売上高は877億6千1百万円（前期比2.2%増）となりましたが、熱海後樂園ホテルの営業規模の縮小が影響し、営業利益は125億8千9百万円（前期比1.2%減）となりました。また、持分法適用関連会社であるテリーヒルズ ゴルフ&カントリークラブ ホールディングスの事業譲渡などにより、経常利益は107億7千1百万円（前期比1.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億3千5百万円（前期比45.5%増）となり、今中期経営計画の目標達成に向けて順調なスタートを切りました。

次に事業の種類別セグメント（セグメント間の内部売上高または振替高を含む）の概況をご報告申し上げます。

【東京ドームシティ事業】

（東京ドーム）

東京ドームは、野球・コンサートイベントの開催日数の増加やコンサートイベントにおける物販の好調により、増収となりました。

（東京ドームシティ アトラクションズ）

東京ドームシティ アトラクションズは、各アトラクション及びコラボレーションイベントの好調により、増収となりました。

（東京ドームホテル）

東京ドームホテルは、客室稼働率は若干低下したものの、客室単価について過去最高を記録したことにより、増収となりました。

（ラクーア）

ラクーアは、テナントは堅調であったものの、スパの利用者の減少により、減収となりました。

（黄色いビル）

黄色いビルは、賃料の改定の影響により、減収となりました。

以上の結果、東京ドームシティ事業全体での売上高は669億5千7百万円（前期比4.2%増）、営業利益は160億1千5百万円（前期比4.1%増）となりました。

【流通事業】

化粧品を中心に各種雑貨を取り扱う「ショップイン」は、店舗数の減少により、減収となりました。

以上の結果、売上高は71億3千5百万円（前期比1.1%減）、営業損失は6千5百万円（前期比4千7百万円の損失増）となりました。

【不動産事業】

テナントの稼働が堅調に推移したことにより、ほぼ前年並みとなりました。

以上の結果、売上高は15億7千6百万円（前期比0.7%増）、営業利益は5億7千9百万円（前期比2.4%増）となりました。

【熱海事業】

熱海後楽園ホテルは、リニューアル計画に基づくみさき館の閉鎖に伴い、平成28年9月以降はタワー館単館での営業となったことにより、減収となりました。

以上の結果、売上高は34億2百万円（前期比25.9%減）、営業損失は1億1千9百万円（前期比4億7千9百万円の減益）となりました。

【札幌事業】

東京ドームホテル 札幌は、来道者の増加を背景に宿泊部門において客室稼働率、単価ともに好調に推移しましたが、婚礼部門の不振により、減収となりました。

なお、本年4月末をもって、東京ドームホテル 札幌としての営業を終了いたします。

以上の結果、売上高は28億5百万円（前期比1.4%減）、営業利益は1千7百万円（前期比54.6%減）となりました。

【競輪事業】

松戸競輪は、本場開催でのレースグレードが前期と比べて低かったことや場外発売日数の減少、サテライト大和の運営方法の変更により、減収となりました。

以上の結果、売上高は21億1千2百万円（前期比10.0%減）、営業利益は6千6百万円（前期比42.2%減）となりました。

【その他事業】

スポーツ施設の運営の受託を行う東京ドームスポーツにおいて、受託施設の増加により、増収となりました。

以上の結果、売上高は50億8千9百万円（前期比18.8%増）、営業利益は3億1千3百万円（前期比119.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「新機軸」において掲げております

- ①「平成33年1月期の連結営業利益130億円」
- ②「平成33年1月期の連結有利子負債残高1,390億円」
- ③「平成33年1月期の連結ROA（総資産経常利益率）4%、
連結ROE（自己資本利益率）6%」
- ④「一株当たり12円の配当に加え、連結当期純利益60億円を超える部分の
EPS（一株当たり利益）×30%分の配当を業績に応じて実施」

という4つの目標の達成に向けて、以下の取り組みを行います。

TDCでは、東京ドームにおいて、開場以来初となる大規模リニューアルを3年計画で進めておりますが、2期目の取り組みとして2階内野席の改良、エキサイトシートの増設、内野席を含むアリーナ照明の完全LED化、正面ゲート上部のデジタルサイネージ設置など、主たる工事は本年3月上旬で完了しており、プロ野球公式戦の開幕からお楽しみいただいております。

ラクーアにおいては、本年1月に累計入館者として1,000万人目のお客様をお迎えすることが出来ましたが、更なる上質な癒しとくつろぎの空間の提供を目指し、浴室には檜を使った炭酸風呂とフィンランドサウナ、リラクセーションゾーンには自宅リビングのようにくつろげる空間「ラクーアリビング」をそれぞれ新設するなど、今秋1ヶ月程度の期間をかけて改装を行い、リニューアルオープンする予定としております。

東京ドーム ボウリングセンターは、新しい楽しみ方の提案として、1フロアを改装し、併設したバーカウンターでお酒とともに楽しめる「CuBAR LOUNGE」（クーパー ラウンジ）の営業を、本年3月より開始しております。

熱海後楽園ホテルにおいては、新たな宿泊施設と日帰り需要をターゲットとした施設を建設し、平成31年春の開業を予定しております。相模灘を一望する熱海最大級の日帰り温泉施設をはじめ、伊豆をテーマにしたダイニング&マーケット、屋外には季節毎のイベントが開催出来るテラスや憩いの広場を設け、「エクセレンシィ フロア」を備えたタワー館とともに、旅行者の様々なニーズと期待にお応えする複合型リゾート施設を目指して参ります。

新規事業の開発としましては、「Gallery AaMo」（ギャラリー アーモ）が本年4月に開業いたします。マンガ・アニメからアート、サブカルチャーなどジャンルを問わず様々な催事を行う多目的スペースとして、「遊べる」をキーワードに、見るだけでない、体験出来るギャラリーとして他施設との差別化を図っていきます。TDCの街づくりの中でアート・カルチャー面を強化し、新たな顧客層の獲得と情報発信の場として、独自のブランドを創り上げて参ります。

安全文化の更なる醸成につきましては、アトラクションズでの事故原因の分析などから得られた教訓に基づき、厳格に設定した安全基準により見直された対応は、関連業界においても高い評価をいただく水準となっております。引き続き専門部署を中心に更なる深化を目指し、当社グループの全ての従業員に広く受け継ぐとともに人材育成に活かす取り組みを行って参ります。

国内経済は、政府の経済政策の効果により個人消費が停滞局面から脱し、景気の本格的な回復が期待されます。また、「東京オリンピック・パラリンピック」や増加する訪日外国人への対応は、近隣地域の諸団体と共同であたる重要事案と認識しております。当社グループは、「新機軸」で掲げた課題を解決し、目標を達成するために、必要な施策をひとつひとつ実行し、グループの企業価値向上を目指して参ります。

当社グループは、「お客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念を実践すべく、今後もグループの総力を結集して事業に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りまして、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額76億5千2百万円であります。また、当連結会計年度中に完成した主要な設備はありません。

(4) 資金調達の状況

- ① 平成28年2月29日、第68回無担保社債25億円（株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定、平成29年8月31日より半年毎均等償還、償還期限平成35年2月28日、年利率0.21%）を発行いたしました。
- ② 平成28年3月31日、第69回無担保社債51億円（株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定、平成29年3月31日より半年毎均等償還、償還期限平成38年3月31日、年利率1.04%）を発行いたしました。
- ③ 平成28年6月30日、第70回無担保社債30億円（株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定、平成30年3月31日より半年毎均等償還、償還期限平成36年3月29日、年利率0.11%）を発行いたしました。
- ④ 平成28年6月30日、第71回無担保社債16億円（三菱UFJ信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定、平成29年12月29日より半年毎均等償還、償還期限平成36年6月28日、年利率0.06%）を発行いたしました。
- ⑤ 平成28年9月30日、第72回無担保社債32億円（三井住友信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定、平成30年3月31日より半年毎均等償還、償還期限平成35年9月29日、年利率1.0121%）を発行いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 104 期 (平成26年1月期)	第 105 期 (平成27年1月期)	第 106 期 (平成28年1月期)	第 107 期 (平成29年1月期)
売 上 高	83,562	83,215	85,875	87,761
営 業 利 益	11,724	11,270	12,737	12,589
経 常 利 益	9,318	9,136	10,636	10,771
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	8,077	7,441	4,559	6,635
1株当たり当期純利益 (単位：円)	42.36	39.04	47.84	69.63
総 資 産	304,595	304,484	302,715	303,503
純 資 産	74,432	80,688	86,312	94,602

(注) 平成28年8月1日付で普通株式2株を1株にする株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
松 戸 公 産 株 式 会 社	15,202	100	競輪場の賃貸、不動産の売買・仲介・ 賃貸及び管理
株式会社東京ドームホテル	100	100	ホテルの運営
株式会社札幌後楽園ホテル	10	100	ホテルの運営
株 式 会 社 東 京 ド ー ム ・ リゾートオペレーションズ	50	100	ホテルの運営
株式会社東京ドームスポーツ	30	100	スポーツ施設運営受託

上記の重要な子会社5社を含む連結対象子会社は12社であり、持分法適用関連会社は2社であります。また、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

セグメントの名称		事業内容
東京ドームシティ		東京ドーム、東京ドームホテル、東京ドームシティ アトラクションズ、スパ・フィットネス、飲食店・売店等
流通		化粧品・雑貨小売店「ショッピング」
不動産		東京・水道橋地区以外に保有する賃貸等不動産の管理
熱海		静岡県熱海市に保有する「熱海後樂園ホテル」等
札幌		北海道札幌市に保有する「東京ドームホテル 札幌」
競輪		千葉県松戸市に保有する「松戸競輪場」等
その他		有価証券の保有・管理、ビデオソフト制作、有線テレビジョン放送、スポーツ施設運営受託等

(8) 主要な営業所（平成29年1月31日現在）

① 当社

事業所名	所在地
東京ドーム	東京都文京区
東京ドームシティ アトラクションズ	//
ラクーア（スパ、ショッピング&レストラン、アトラクション、フィットネスクラブ）	//
ミーツポート（多目的イベントホール、ショッピング&レストラン）	//
後樂園ホールビル（本社、後樂園ホール）	//
黄色いビル（場外馬券発売所、ボウリング場、スポドリ!、TeNQ）	//
プリズムホール（多目的イベントホール）	//
飲食物販店舗（野球雑貨、小売店、レストラン他）	//
相模原ビル（賃貸商業ビル）	神奈川県相模原市
ショッピング41店（化粧品・雑貨小売店）	東京都文京区他

② 子会社

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
松戸公産株式会社	本社	千葉県松戸市
	松戸競輪場	//
	プチモールニツ木（賃貸商業ビル）	//
	アドホック新宿（賃貸商業ビル）	東京都新宿区
株式会社東京ドームホテル	本社	東京都文京区
	東京ドームホテル	//
株式会社札幌後楽園ホテル	本社	北海道札幌市
	東京ドームホテル 札幌	//
株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズ	本社	東京都文京区
	熱海後楽園ホテル	静岡県熱海市
株式会社東京ドームスポーツ	本社	東京都文京区
	フィットネスクラブ東京ドーム他	東京都文京区他

(9) 使用人の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減数
東京ドームシティ	1,056名	25名増
流通	212名	—
不動産	6名	—
熱海	243名	9名減
札幌	138名	4名増
競輪	31名	3名減
その他の	152名	22名増
全社（共通）	189名	6名増
合計	2,027名	45名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数		前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	380名	2名減	43.8歳	15.9年
女性	440名	9名増	37.7歳	13.2年
合計 または平均	820名	7名増	40.5歳	14.5年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (平成29年1月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
三井住友信託銀行株式会社	18,125
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,750
農林中央金庫	5,337
株式会社みずほ銀行	5,000
株式会社りそな銀行	3,981

2. 株式に関する事項（平成29年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 198,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 95,857,420株（自己株式525,276株を含む）
- (3) 株主数 17,668名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,726	10.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,163	8.56
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,282	4.49
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	4,276	4.48
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	3,343	3.50
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社	2,241	2.35
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,529	1.60
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,313	1.37
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,304	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,292	1.35

- （注） 1. 当社は、平成28年8月1日付で普通株式2株を1株にする株式併合を実施しております。
また、同日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
2. 持株比率は、自己株式（525,276株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年1月31日現在）

氏 名	地 位	担当ならびに重要な兼職の状況
久 代 信 次	代表取締役会長 執行役員	富士急行株式会社社外取締役 東京都競馬株式会社社外取締役
長 岡 勤	代表取締役社長 執行役員	
野 村 龍 介	専務取締役 執行役員	管理本部長 兼総務部・人事部・財務部・施設部担当
山 住 昭 宏	専務取締役 執行役員	営業本部長
谷 口 好 幸	常務取締役 執行役員	審査法務部・安全推進室担当
西 勝 昭	常務取締役 執行役員	開発室担当 営業本部宣伝広告部・営業推進部・東京ドーム部担当
小田切 吉 隆	常務取締役 執行役員	経営本部長 兼秘書室・グループ戦略室・広報・IR室・熱海後楽園 ホテルリニューアルプロジェクトチーム担当
秋 山 智 史	取締役	富国生命保険相互会社取締役会長 富士急行株式会社社外取締役 株式会社帝国ホテル社外取締役 日清紡ホールディングス株式会社社外取締役 昭和電工株式会社社外取締役
森 信 博	取締役	
井 上 義 久	取締役	
田 中 雅 昭	常勤監査役	
田 中 毅	常勤監査役	
堤 淳 一	監査役	弁護士
野 崎 幸 雄	監査役	弁護士
児 玉 幸 治	監査役	一般財団法人機械システム振興協会会長 株式会社よみうりランド社外監査役

- (注) 1. 取締役秋山智史氏、森 信博氏及び井上義久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役堤 淳一氏、野崎幸雄氏及び児玉幸治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役秋山智史氏、森 信博氏、井上義久氏及び監査役児玉幸治氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 監査役堤 淳一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 監査役野崎幸雄氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
6. 監査役児玉幸治氏は、上場企業他社での取締役及び監査役経験を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
7. 当期中における取締役及び監査役の異動

(1) 就任

取締役西勝 昭氏、小田切吉隆氏及び監査役田中 毅氏は、平成28年4月27日開催の第106回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任

取締役本田顯治氏及び監査役祝田雅美氏は、平成28年4月27日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

8. 当社は、平成14年4月26日より執行役員制度を導入しております。

取締役兼任以外の執行役員は次のとおりであります。

常 務 執 行 役 員	永 田 有 平	営業本部興行企画部・ホール部・ミーツポート部 担当兼興行企画部長
-------------	---------	-------------------------------------

常 務 執 行 役 員	柴 田 馨	営業本部飲食&物販部・ショッピングイン部担当 兼飲食&物販部長
-------------	-------	------------------------------------

執 行 役 員	久 岡 公一郎	営業本部業務部・営業環境管理部・プロパティ管理 部担当兼業務部長
---------	---------	-------------------------------------

執 行 役 員	大 坪 龍 太	営業本部ラクーア部・ミュージアム部担当 兼ラクーア部長
---------	---------	--------------------------------

執 行 役 員	手 島 康 彦	営業本部東京ドーム部長
---------	---------	-------------

執 行 役 員	岩 瀬 敬 之	開発室長
---------	---------	------

執 行 役 員	大 川 大 作	営業本部アミューズメント部・スポーツレジャー 部担当兼アミューズメント部長
---------	---------	--

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名 270百万円（うち社外 3 名 17百万円）

監査役 6名 66百万円（うち社外 3 名 17百万円）

- (注) 1. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとして年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額80百万円以内としてご承認をいただいております。
2. 期末人員は、取締役10名、監査役5名であります。支給人員との相違は、取締役1名、監査役1名の退任によるものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 秋 山 智 史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

富国生命保険相互会社は、当社の大株主であり、当社との間に資金の借入などの取引関係があります。

当社と富士急行株式会社、株式会社帝国ホテル、日清紡ホールディングス株式会社及び昭和電工株式会社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、経験豊富な企業経営者の見地から発言を適宜行っております。

② 取締役 森 信 博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、経験豊富な企業経営者の見地から発言を適宜行っております。

③ 取締役 井 上 義 久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、経験豊富な企業経営者の見地から発言を適宜行っております。

④ 監査役 堤 淳 一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回の全て、監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 野 崎 幸 雄

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回、監査役会7回のうち6回に出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

⑥ 監査役 児 玉 幸 治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と一般財団法人機械システム振興協会及び株式会社よみうりランドとの間に重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会6回の全て、監査役会7回の全てに出席し、経験豊富な企業経営者の見地から発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

67百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

76百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」（以下「基本方針」といいます）について決議し、この基本方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

また、内部統制システムの目的である「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること」、「会社の業務の適正性を確保すること」等を確実なものとするため、内部統制システムの整備・運用状況の評価を実施しております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス小委員会による、関連規定の適切な策定と運用

当社グループは、コンプライアンスを確実なものとするために「コンプライアンス管理規定」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス行動規範」を策定し、コンプライアンス小委員会がこれらの遵守状況をモニタリングし、改善を図っていくことによって取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている。

② 内部通報制度

当社グループは、いわゆる内部通報制度として「スピークアップ制度」を発足させ、役員や従業員の行動がコンプライアンス行動規範に違反しているかもしれないと考えられる場合には、相談窓口である法律事務所を通して、監査役及びコンプライアンス小委員会が連携して対処できる体制を確立し、これによりコンプライアンス違反による信用失墜など企業価値を損ねる事態の発生を未然に防止している。

なお、スピークアップ制度を利用した者については、その匿名性を保護し、当該制度の利用を理由とする不利益処分等の禁止等を徹底している。

③ コンプライアンス違反が発生した場合

当社グループは、コンプライアンス違反が発生した場合は、当社監査役会またはコンプライアンス小委員会において原因の追及と再発防止策の策定を行い、責任の所在を明らかにしている。

④ 取締役の役割

当社の各取締役は取締役会の適切な運営を確保して取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督するとともに、当社グループ全体に対する実効性のある内部統制システムの構築、運用・改善を通じ、法令・定款違反行為を未然に防止している。

さらに、経営監督機能を強化するため、独立社外取締役が客観的・中立的立場から経営に参画している。

⑤ 監査役の役割

当社は監査役会設置会社であり、後述のとおり監査役の監査が実効的に行われることを確保し、監査役は監査役会の定める監査方針及び分担に従って取締役の職務執行を監査対象として、法令・定款違反行為を未然に防止している。また、監査役は本基本方針に従って適切な内部統制システムが構築、運用、改善されているかについて監査し、社長あるいは取締役会に意見を述べなければならない。さらに、監査機能を強化するため、社外監査役が公正かつ客観的な立場から経営を監視している。

⑥ 内部監査部門の活用

当社グループでは、内部監査の主管部署である当社審査法務部が、合法性と合理性の観点から各部署・各社の業務遂行状況を検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査部署長・各社社長に報告している。また、審査法務部は会計監査人と原則年2回の定期的なヒアリングなどを行い、会計監査人との情報共有と相互連携に努めている。そのほか、より効率的かつ効果的で、当社グループ全体に亘る監査方法を研究、実施することにより、取締役・使用人の法令・定款違反行為を予防している。

⑦ 経営の透明性、客観性、公正性の確保

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、経営者と従業員のコミュニケーション・ミーティング（名称：「コミュニケーション・ラウンジ」）を定期的を実施すること（当事業年度においては6回開催）により、経営者と従業員が相互に会社や仕事に対する理解を深め、風通しがよく、透明性の高い企業風土を醸成している。

また、当社は、その過半数を独立社外取締役で構成するガバナンス委員会を設置し、取締役の指名・報酬等について取締役会の諮問に答えることとしており、経営の客観性、公正性を高めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報・文書に関し、「情報管理規定」において保管部署、保管方法、保存期間等を定め、適切に保存及び管理している。特に、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の重要な文書は永久保存として、いずれも検索性の高い状態で管理している。

② 個人情報保護

当社グループは、「個人情報保護に関するプログラム」「個人番号及び特定個人情報取扱規定」を策定し、これらに従い当社グループが保有している個人情報の保護に努めている。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規定の制定とリスク管理委員会及び各小委員会の設置

当社グループは、リスク管理規定を策定し、1.コンプライアンス違反によるリスク、2.安全・防災におけるリスク、3.情報管理に関するリスク、4.環境問題に関するリスク、5.反社会的勢力によるリスク、6.財務報告におけるリスクを当社グループにおける重大なリスクとして把握している。

そして、リスク管理委員会の下にそれぞれのリスクを統制する1.「コンプライアンス小委員会」、2.「安全・防災小委員会」、3.「情報管理小委員会」、4.「環境対策小委員会」、5.「民事介入暴力対策小委員会」、6.「財務報告小委員会」を設置して網羅的にリスクを管理できる体制とした。さらにリスク管理委員会の教育面でのスタッフの役割を担うために「教育指導小委員会」を設置し、同小委員会は、リスク管理全般に関する教育活動を企画、調整、推進する。

リスク管理委員会は、これら各小委員会の活動状況や、各部署及び各グループ会社におけるリスク管理の状況の報告を受けるなどして、当社グループ全体のリスク管理状況をレビューし、その結果を定期的、または必要に応じて取締役会及び監査役に報告して改善を図り、リスク管理に万全を期している。

なお、当事業年度において、次のとおりリスク管理委員会及び各小委員会を開催した。リスク管理委員会1回、コンプライアンス小委員会5回、安全・防災小委員会2回、情報管理小委員会2回、環境対策小委員会2回、民事介入暴力対策小委員会1回、財務報告小委員会2回、教育指導小委員会2回

② 危機管理体制の整備

当社グループは、不測の事態（危機）が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整えている。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営会議（当事業年度においては36回開催）

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される「経営会議」を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っている。

イ. 執行役員制度（当事業年度においては、執行役員会を23回開催）

当社は、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入している。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行する。そして、執行役員全員によって構成される「執行役員会」において取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っている。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっている。

ウ. 業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定

当社は、業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定等を整備・改善することにより、会社経営上重要な事項や業務執行状況を取締役会へ適切に付議・報告するとともに各部署が業務を適切に分担して、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保している。

当事業年度においては、業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定の次の各事項を一部改定した。

ガバナンス委員会設置、政策保有株式に関する計画の策定、内部統制システムの再整備、実態追認等

なお、当事業年度において、事業ユニット会議を4回、東京ドームグループ合同役員会を1回開催した。

② グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、四半期毎に各種事業ユニット会議を開催し、グループ会社の代表取締役がこれに出席して、業績報告及び情報交換を行っている。また、当社グループは全グループ会社の代表取締役が一堂に会する東京ドームグループ合同役員会を開催し、グループ全体の経営上重要な事項の報告及び情報交換を行っている。

当社グループは、以上の適切な情報の共有化により、グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規定の制定とその適正な運用・改善

当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規定」を制定し、グループ会社の意思決定のうち、当社の事前承認が必要な経営上重要な事項もしくは当社への報告を要する事項を取り決め、これによって当社グループにおける業務の適正を確保している。

② 事業ユニット会議及び東京ドームグループ合同役員会での監視

当社常勤取締役及び常勤監査役は、四半期毎に開催される各種事業ユニット会議に出席し、各グループ会社から業績などの報告を受けることによって各社の業務の適正性を監視し、また、東京ドームグループ合同役員会に出席して、グループ全体の経営上重要な事項の報告を受けることにより、当社グループにおける業務の適正性を監視している。

③ グループ会社管理

グループ会社の自立経営を原則としたうえで、当社グループ戦略室が主管部署として関係部署と協力しながら、以下の事項についてグループ会社の適切な管理を行っている。

ア. 個々のグループ会社の経営状況の把握と、適切な連結経営体制の構築、維持

イ. グループ会社における適切な水準の内部統制システムの整備・運用

ウ. グループ会社の重要なリスクの把握と、これを適切に管理するためのグループ会社統制

④ グループ会社内部監査

当社グループは、当社グループ戦略室が、同審査法務部とともに、グループ会社に対する内部監査業務を遂行している。両部署は、グループ会社業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を当社社長、監査役及び被監査会社社長に報告している。

なお、グループ戦略室及び審査法務部は、当事業年度において2回、内部監査その他モニタリングの結果を社長に報告した。

⑤ 取締役、監査役の派遣

当社は、必要に応じてグループ会社に対し取締役または監査役を派遣しており、当該取締役は他の取締役と連携して業務の効率化を図るとともに相互に業務執行を監督し、当該監査役は派遣先会社の監査を行うとともに他の監査役と連携してグループ会社監査の実効性を高めている。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）は置いていないが、監査役の要請により審査法務部及びグループ戦略室がこれを補佐することとしている。

なお、監査役の要請により監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重することとしている。また、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしている。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

ア. 取締役会等重要な会議への出席

当社は、監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役が経営会議、執行役員会、東京ドームグループ合同役員会、事業ユニット会議、リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席する体制をとっている。

イ. 重要書類の回付

当社は、常勤監査役に対し稟議書その他の重要書類を回付し、監査役からの要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出している。

ウ. 代表取締役、取締役、執行役員（以下、「代表取締役等」という）からの報告

代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役・監査役会に報告することとしている。また、代表取締役等は、グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、監査役・監査役会に報告することとしている。グループ会社も、当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には直ちにこれを監査役・監査役会に報告することとしている。

以上のほか、監査役はいつでも必要に応じて、代表取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとしている。

② グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

基本的に当社の監査役がグループ会社の監査役を兼務しており、当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と同様の体制としている。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループは、コンプライアンス行動規範運用規定において、前号により監査役に対して報告を行った者に対する不利益な取扱いを禁止する旨を明記している。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行に際し必要な費用または債務が発生した場合、取締役及び使用人が会社法第388条に則って監査役の請求に応じることとし、当社既定の手続きにより償還を保証している。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役による監査役監査の重要性の認識

取締役は、監査役監査基準等を通じて監査役監査の重要性・有用性を十分に認識し、監査役監査の環境整備に努めている。

② 関係各部署の協力

監査役・監査役会が必要と認めたときは、当社社長と協議のうえ、特定事項について当社審査法務部あるいは同グループ戦略室に調査を求めることができ、その他同財務部等の関係各部署に対しても監査への協力を求めることができる体制としている。

③ 会計監査人との連携

株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに不再任に関する議案内容は監査役会が決定することとしている。また、会計監査人の再任については監査役会にて決議することとしている。

監査役・監査役会は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図っており、効率的な監査を実施している。

なお、当事業年度において、監査役と会計監査人は決算レビュー等の報告聴取6回、意見交換会2回などを通じて協議した。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者（会社法施行規則第118条第3号）とは、当社グループの経営の基本理念及び企業価値とその源泉、ならびに当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もとより当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様に対して当該大規模買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に適わないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には、

- ① 株主の皆様から適切にご判断をいただくために、適時、適切に適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、大規模買付者から提供された大規模買付に関する情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案及び大規模買付者との交渉内容、その他、株主及び投資家の皆様の判断に有益な情報等を開示すること、
 - ② 株主の皆様が当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、
- が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であり、株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

① プロ野球の発展とともに

当社は、昭和11年12月25日に設立され、翌12年9月にはプロ野球専用球場として「後楽園球場」を東京・水道橋に完成し、事業の第一歩を記しました。その後、野球が国民的スポーツとして隆盛を誇る中、当社は、読売巨人軍と日本ハムファイターズの本拠地である「後楽園球場」の設備を充実し、野球観戦のお客様へのサービス向上に心がけてまいりました。そして、昭和63年には我が国初の屋根付き球場である「東京ドーム」を完成し、野球観戦を一層快適な娯楽にするなど、野球をさらなる発展に導く一端を担わせていただいております。

② 東京ドームシティの開発

当社は昭和30年に東京・水道橋に「後楽園ゆうえんち」を開業いたしました。ジェットコースターなど当時最新の遊戯機器を導入した「後楽園ゆうえんち」は以後、「東京ドームシティ アトラクションズ」と名称を変えた現在まで、常に最新のアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。さらに、40年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、夜の遊園地営業の先駆けとなった「ルナ・パーク」のような多彩な催事を開催し、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と楽しさを提供しております。

平成12年には都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業し、さらに、平成15年に開業した「ラクーア」は、都心の温泉ブームの火付け役となりました。また、平成20年には、多目的ホール・飲食・緑を融合した新施設「ミーツポート」を開場いたしました。

当社グループは、本社地区（東京・水道橋）一帯を「東京ドームシティ」と名付け、上記のように、限られた経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指してまいりました。お蔭をもちまして「東京ドームシティ」は今や日本のランドマークの一つに発展いたしました。当社は今後も「東京ドームシティ」の開発に尽力し、多彩な経営施策の展開により、レジャー産業のリーディング・カンパニーとして、「豊かな社会」の実現に貢献することを目指してまいります。

③ 憩いの空間…ホテル事業等

当社グループは、ホテル事業を通じてお客様に「憩い」をコンセプトとするサービスを提供しております。

前述の「東京ドームホテル」に加え、平成27年に開業50周年を迎えた「熱海後楽園ホテル」は、その立地と伝統に支えられるとともに、絶え間なく設備の更新を行うことにより、お客様にご好評をいただいております。平成31年春には新たな宿泊施設と日帰り需要をターゲットとした施設を開業し、上質なくつろぎを提供する「エクセレンシィ フロア」を備えたタワー館とともに、旅行者の様々なニーズと期待にお応えする複合型リゾート施設を目指してまいります。

④ エキサイティング空間の創造

当社グループは「エキサイティング」な空間のプロデュースを行っております。

ボクシングやプロレスリングなどの格闘技イベントが多数開催される「後樂園ホール」では、これまでに幾つもの伝説的な名勝負が行われ、今や「格闘技の聖地」として広く認知されております。また、日本中央競馬会の場外発売所として日本最大の「ウインズ後樂園」、及び南関東公営4競馬の場外発売所である「オフト後樂園」、また、平成16年に完全子会社となった松戸公産株式会社所有の「松戸競輪場」には、多くのお客様にご来場いただいております。

⑤ 文化の創造・発展への寄与

「東京ドーム」では、国内外の有名アーティストによるコンサートが多数開催されております。また、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」、「ふるさと祭り東京」などの自主イベントを企画・開催し、ご好評をいただいております。当社グループは、これら数々の催事を通じて、多くのお客様に洗練されたエンターテインメントを提供し、文化の創造、発展に寄与してきたものと自負しております。

⑥ 安全対策と公共的使命

「東京ドームシティ」を訪れるお客様は現在、年間3,000万人を超えております。ご来場されたお客様の安全の維持は、企業価値の維持、向上のために不可欠であります。当社は、長年培ったノウハウならびに細心の注意を払うことにより、安全の維持に努めております。

また、「東京ドームシティ」は、「東京都震災対策条例」に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「広域避難場所」に指定されております。当社はこうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、災害等の非常時に活かし、市民の安全確保に寄与する所存であります。

⑦ 開発に対する規制と長期計画の必要性

「東京ドームシティ」はそのほぼ全域が、都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されております。

そのため、指定区域内の建造物、施設及び事業内容は東京都の許認可事項とされております。建造物等の建築にあたりましては、施設の種類、施設の建築面積（建蔽率）、緑化面積の確保などの規制（制限）を受けております。

この様な法令等の制限のもとで、当社グループの中心である「東京ドームシティ」がさらに発展していくためには、長年にわたり築いてまいりました行政との信頼関係のもとに、常に適切な先行投資が必要であります。

加えて、この投資が一定の時間差をおいて収益化され、企業価値の増大に結びつくという性格を内在していることから、当社の経営にとっては継続性を重視した長期の投資計画や開発計画が不可欠であり、企画・開発体制の充実化を図っております。

⑧ まとめ…レジャー産業のリーディング・カンパニー

当社グループは、「人とひととのふれあいを通してお客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献する」ことを企業目的としております。当社グループの企業価値はいずれも、長年にわたり築き上げてきたノウハウと信頼、それに基づく様々なステークホルダーとの良好かつ密接な関係がその源泉となって形成されております。

加えて当社の企業価値を維持・向上させるためには、当社がレジャー産業のリーディング・カンパニーであり続けるとともに、「東京ドームシティ」が、文化の創造、発信基地であり続ける必要があります。

そこで、当社グループの企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益を守るためには、経営の継続性が求められ、長期的な展望に立ち、行政と協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

(3) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 中期経営計画

当社グループは、平成28年2月から平成33年1月までの5ヶ年を対象期間とする中期経営計画を策定いたしました。中心となる軸をしっかりと保ちながら、従来のものとは異なるやり方や工夫に取り組み、次世代に向けたグループの新たな価値創造を目指すこととし、新計画は「新機軸」～次世代の価値創造に向けて～と名付けました。「新機軸」においては、次の4つの経営目標の達成を目指します。

ア. 「平成33年1月期の連結営業利益130億円」

イ. 「平成33年1月期の連結有利子負債残高1,390億円」

ウ. 「平成33年1月期の連結ROA（総資産経常利益率）4%、
連結ROE（自己資本利益率）6%」

エ. 「一株当たり12円の配当に加え、連結当期純利益60億円を超える部分の
EPS（一株当たり利益）×30%分の配当を業績に応じて実施」

当社は、この計画を着実に達成することが、当社の企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益の安定的かつ継続的な維持・向上につながるものと考えております。

② コーポレート・ガバナンス（企業統治）の整備

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが持続的な企業価値向上のために不可欠であり、重要な経営課題ととらえております。

当社は基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。平成14年4月から取締役数の削減と執行役員制度の導入により、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を図ってまいりました。また、経営の透明性、健全性を確保するため、社外取締役ならびに社外監査役をそれぞれ3名選任しております。

当社グループでは、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会を構築しておりましたが、平成28年7月開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議し、リスク管理委員会にコンプライアンス委員会を吸収して、一本化を図りました。これにより、従前にも増して、的確で効果的、機動性に優れた内部統制を実現できるものと確信しております。

さらに、取締役の経営責任を一層明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮する議案を平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会に上程し、ご承認いただきました。

また、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を多数構成とする「ガバナンス委員会」を設置し、取締役等の人事及び報酬等についての審議ならびに取締役会への答申を行うことで、経営の透明性・客観性の高い適切な監督を図っております。

当社は、上記の基本方針の趣旨に則り、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して適切な情報の開示を求め、当社の判断・意見とともに公表する等、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の定めに従い適切な対応をしております。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,470	流 動 負 債	66,412
現 金 及 び 預 金	21,769	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	719
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,928	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	17,206
有 価 証 券	300	短 期 借 入 金	28,880
た な 卸 資 産	1,282	未 払 法 人 税 等	907
繰 延 税 金 資 産	1,507	賞 与 引 当 金	420
そ の 他	2,684	役 員 賞 与 引 当 金	34
貸 倒 引 当 金	△1	ポ イ ン ト 引 当 金	241
固 定 資 産	271,441	商 品 券 等 引 換 引 当 金	3
(有 形 固 定 資 産)	234,638	そ の 他	17,999
建 物 及 び 構 築 物	84,157	固 定 負 債	142,488
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,327	社 債	42,680
土 地	143,719	長 期 借 入 金	63,267
建 設 仮 勘 定	540	受 入 保 証 金	2,784
そ の 他	3,894	繰 延 税 金 負 債	873
(無 形 固 定 資 産)	1,122	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	26,429
借 地 権	425	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,852
ソ フ ト ウ エ ア	548	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	137
そ の 他	148	固 定 資 産 除 却 等 損 失 引 当 金	1,010
(投 資 そ の 他 の 資 産)	35,679	そ の 他	1,452
投 資 有 価 証 券	33,982	負 債 合 計	208,900
長 期 貸 付 金	100	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	81	株 主 資 本	27,949
そ の 他	1,652	資 本 金	2,038
貸 倒 引 当 金	△137	資 本 剰 余 金	777
繰 延 資 産	1,591	利 益 剰 余 金	25,621
社 債 発 行 費	1,591	自 己 株 式	△488
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	66,653
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,397
		土 地 再 評 価 差 額 金	55,286
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△29
		純 資 産 合 計	94,602
資 産 合 計	303,503	負 債 純 資 産 合 計	303,503

連結損益計算書

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上 高価 利益	売上 原価		87,761
	売上 総利益		69,441
営業 利益	営業 外収		18,320
	営業 外取		5,730
受取 配当	受取 替り		12,589
	受取 分法		
持分 利益	持分 外収		
	持分 外取		
支社 経常	支社 債権		
	支社 外収		
特別 利益	特別 有価		
	特別 証券		
投資 補償	投資 補助		
	投資 補助		
特別 損失	特別 資産		
	特別 資産		
固定 減価	固定 減価		
	固定 減価		
事業 撤退	事業 撤退		
	事業 撤退		
税金 等調整	税金 等調整		
	税金 等調整		
当期 純利益	当期 純利益		
	当期 純利益		
親会社 株主に 帰属する 当期純利益	親会社 株主に 帰属する 当期純利益		
	親会社 株主に 帰属する 当期純利益		

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,038	777	20,130	△483	22,463
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,144		△1,144
親会社株主に帰属する当期純利益			6,635		6,635
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	5,491	△5	5,486
当 期 末 残 高	2,038	777	25,621	△488	27,949

	その他の包括利益累計額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	10,407	53,871	△231	△199	63,848	86,312
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,144
親会社株主に帰属する当期純利益						6,635
自 己 株 式 の 取 得						△5
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	989	1,414	231	169	2,804	2,804
当 期 変 動 額 合 計	989	1,414	231	169	2,804	8,290
当 期 末 残 高	11,397	55,286	—	△29	66,653	94,602

(平成29年1月31日現在)

(单位：百万円)

[illegible]

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,857
売上原価		46,541
売上総利益		15,316
一般管理費		4,080
営業外収益		11,235
受取配当金	103	
受取替の利益	664	
営業外費用	6	
支社経常利益	109	884
特別利益	1,569	
投資有価証券売却益	578	
補助金収入	482	2,629
関係会社貸倒引当金戻入		9,490
特別損失		
固定資産除却損	0	
解体撤去費	531	
減損損失	1	
関係会社事業損失引当金繰入	38	
その他	42	614
税引前当期純利益	612	
法人税、住民税及び事業税	703	
法人税等調整額	131	
当期純利益	127	1,583
	9	8,521
	603	
	1,705	2,309
		6,212

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 計 合		
当 期 首 残 高	2,038	0	509	17,084	17,593	△456	19,176
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,144	△1,144		△1,144
当 期 純 利 益				6,212	6,212		6,212
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分		0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	0	—	5,068	5,068	△5	5,062
当 期 末 残 高	2,038	0	509	22,152	22,662	△461	24,239

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	9,740	55,307	65,048	84,225
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,144
当 期 純 利 益				6,212
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	912	1,342	2,254	2,254
当 期 変 動 額 合 計	912	1,342	2,254	7,317
当 期 末 残 高	10,652	56,650	67,303	91,542

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月17日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 治 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京ドームの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年3月17日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 治 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 尻 健 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京ドームの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成29年3月22日

株式会社 東京ドーム
代表取締役社長 長 岡 勤 殿

株式会社 東京ドーム	監査役会
常勤監査役 田 中 雅 昭	㊟
常勤監査役 田 中 毅	㊟
社外監査役 堤 淳 一	㊟
社外監査役 野 崎 幸 雄	㊟
社外監査役 児 玉 幸 治	㊟

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意見を交換し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意見及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

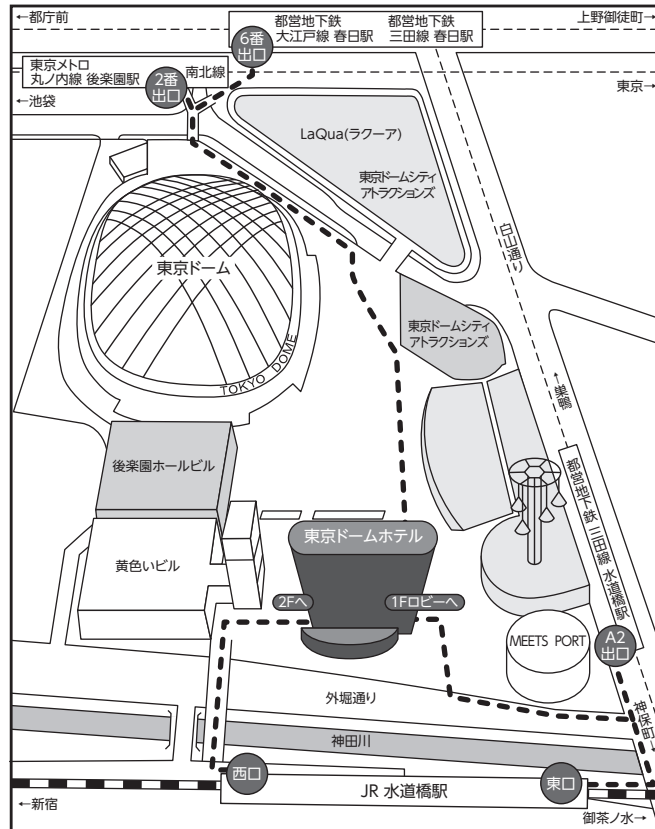
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

第107回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 大宴会場「天空」



最寄りの各駅

● J R 中央線・総武線

水道橋駅東口より徒歩2分

水道橋駅西口より徒歩1分

● 都営地下鉄三田線

水道橋駅A2出口より徒歩1分

● 都営地下鉄大江戸線

春日駅6番出口より徒歩6分

● 東京メトロ丸ノ内線・南北線

後樂園駅2番出口より徒歩5分

株式会社 東京ドーム

〒112-8575 東京都文京区後楽1丁目3番61号
TEL 03 (3811) 2111 (代表)